

香川県立保健医療大学ティーチング・アシスタント取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香川県立保健医療大学(以下「本学」という。)ティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 TAは、本学の大学院に在籍する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に学部又は研究科学生に対する助言や実験、演習、実習等の教育における補助事務(以下「教育補助業務」という。)に従事させることにより、大学教育の充実及び大学院学生に対して指導者となるためのトレーニング機会を提供するとともに、これに対する経済的援助を行うことにより、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的とする。

(業務内容等)

第3条 TAの業務は、学部又は研究科における教育補助業務とし、その内容は前条の目的に沿うものでなければならない。

2 TAの業務期間は、当該年度内とする。

3 TAの業務時間は、原則として1人当たり年間120時間以内とし、当該学生の研究及び教育に支障が生じないよう配慮するものとする。

(TAとなることができる者)

第4条 TAとなることができる者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本学大学院に在籍する学生であること
- (2) 本学の学費等に滞納のないこと

(TAを要する授業科目の申請及び決定)

第5条 TAを必要とする授業を担当する教員(以下「授業担当教員」という。)は、業務内容計画書(第1号様式)を、学科長又は専攻長を経て、教務委員長又は研究科専門委員長に提出するものとする。

2 教務委員長又は研究科専門委員長は、前項の業務内容計画書に基づき、TAを必要とする授業科目について希望課目申請書(様式第2号)を作成し、学長に提出するものとする。

3 学長は、教育補助業務の対象となる授業科目を決定し、その旨を研究科長に通知するものとする。

(募集)

第6条 研究科長は、前条第3項の規定により通知を受けた授業科目について、TAの募集を行うものとする。

2 前項の募集は、学内公募によるものとし、その方法は大学ホームページ在学生掲示板及び実習棟掲示板への掲示とする。

3 前項の募集に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 授業科目名、期間、実施日時(曜日及び時限)、実施場所及び教育補助業務の見込時間数
- (2) 教育補助業務の具体的な内容
- (3) その他応募者があらかじめ承知しておくべき事項

(推薦等)

第7条 TAを希望する学生は、在籍(当該学生が第4条第1号の要件を満たす見込みの者である場合には、在籍予定)する研究科の研究指導教員に申し出るものとする。

2 前項の場合において、研究指導教員は、当該学生がTAとして適当と認める場合は、推薦書(第3号様式)を、専攻長を経て研究科長に提出するものとする。

(選考及び決定)

第8条 研究科長は、研究科委員会において、前条第2項による推薦書に基づき、当該学生をTAとして採用することについて審議し、その結果を選考報告書(第4号様式)により学長に報告する。

2 学長は、前項の選考報告書に基づき、TAとする学生を決定するとともに、その旨を、研究指導教員、授業担当教員及び当該学生に通知するものとする。

(TAの遵守事項)

第9条 TAは、決められた教育補助業務を実施しなければならない。

2 TAは、授業担当教員の指示に従わねばならない。

(研究指導教員の遵守事項)

第10条 研究指導教員は、TAに対して、TA制度の趣旨を理解させるとともに、必要な助言又は研修を行わなければならない。

(授業担当教員の遵守事項)

第11条 授業担当教員は、TAに対して、教育補助業務の内容を説明するとともに、第2条の趣旨を踏まえ、随時、適切な指示、助言等を行わなければならない。

2 授業担当教員は、教育補助業務の内容に変更がある場合には、あらかじめTAに対してその旨を説明しなければならない。

(決定の解除)

第12条 学長は、TAである学生が次の各号のいずれかに該当するときは、TAの決定を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく教育補助業務を実施しないとき
- (2) 正当な理由なく授業担当教員の指示等に従わないとき
- (3) 病気・就職等の事由により教育補助業務の継続が困難であると判断されるとき
- (4) 休学したとき
- (5) その他学長がTAとして不適切であると判断したとき

2 学長は、TAである学生が第4条の要件の全て又はいずれかを満たさなくなったときは、TAの決定を解除するものとする。

(実績報告書の提出)

第13条 TAは、毎月のTAの実施状況について実績報告書(第5号様式)を作成し、授業担当教員及び研究指導教員の確認を受けたうえで、翌月10日までに事務局を経由して教務委員長又は研究科専門委員長に提出しなければならない。

(謝金等)

第14条 TAに対する謝金は、1時間当たり1,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、1時限を2時間として、TAの実績報告書に基づき、予算の範囲内で支出する。

2 TAの旅費は支給しない。ただし、学外学習等特別な事情があるときは、この限りでない。

(謝金等の請求及び支払)

3 学長は、TAの実績報告書を受領した日から30日以内に、謝金等を支払うものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、TAの取扱いについて必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 第6条第2項に規定する専攻長について、平成29年3月31日において保健医療学研究科保健医療学専攻に在学する者のうち、看護学分野に在籍する者にあつては看護学専攻長に、臨床検査学分野に在籍する者にあつては臨床検査学専攻長に、それぞれ読み替えるものとする。

<書類の提出について>

- 1 第1号様式 業務内容計画書
- 2 第2号様式 ティーチング・アシスタント配置希望科目申請書
- 3 第3号様式 ティーチング・アシスタント推薦書
- 4 第4号様式 ティーチング・アシスタント選考報告書
- 5 第5号様式 ティーチング・アシスタント業務実績報告書

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

教務委員長/ 研究科専門委員長	学科長/専攻長

年 月 日

業 務 内 容 計 画 書

香川県立保健医療大学長 殿

所属学科・専攻

授業担当教員氏名

1 授業科目の概要

- (1) 科目名
- (2) 期間、曜日、時限
- (3) 業務時間数、時間数/週
- (4) 希望人数
- (5) 授業の内容、形式、進め方
- (6) その他留意事項

2 教育支援業務内容（具体的に記載のこと）

3 TAの必要理由（具体的かつ簡明に記載のこと）

ティーチング・アシスタント配置希望科目申請書

香川県立保健医療大学長 殿

委 員 長

香川県立保健医療大学ティーチング・アシスタント取扱要領第5条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

授業科目名	曜日	時限	時間数/週	希望 人数	業 務 時間数	授業担当 教員	備考

(注)配置希望科目ごとに、業務内容計画書（様式第1号）を添付すること。

ティーチング・アシスタント選考報告書

香川県立保健医療大学長 殿

研究科長

年度のティーチング・アシスタントとして、下記のとおり候補者の選考を行いましたので、香川県立保健医療大学ティーチング・アシスタント取扱要領第8条第1項の規定により報告します。

授業科目名		採用計画の順位	位
候補者氏名 (学籍番号)			
勤務予定時間/週			
採用予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
授業科目名		採用計画の順位	位
候補者氏名 (学籍番号)			
勤務予定時間/週			
採用予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
授業科目名		採用計画の順位	位
候補者氏名 (学籍番号)			
勤務予定時間/週			
採用予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
授業科目名		採用計画の順位	位
候補者氏名 (学籍番号)			
勤務予定時間/週			
採用予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	

※ 所属研究科研究指導教員の推薦書（別記様式第3号）を添付すること。

教務委員長/ 研究科専門委員長	研究指導教員

ティーチング・アシスタント業務実績報告書（ 月分）

香川県立保健医療大学長 殿

T A氏名
学籍番号

授業科目名：

実施日（曜日）	時限等	実施した業務の内容	備 考
月 日（ ）			
月 日（ ）			
月 日（ ）			
月 日（ ）			
月 日（ ）			
月 日（ ）			
月 日（ ）			
月 日（ ）			
月 日（ ）			
月 日（ ）			
業務実施コマ数	コマ	謝金対象時間数	時間

確認者：授業担当教員

※ 授業担当教員の署名をもらうこと。

(支払用事務局使用欄)